

平成 20 年 2 月 13 日

北名古屋市長 長瀬 保 様

北名古屋市民憲章制定委員会
委員長 黒川 サキ子

北名古屋市民憲章（案）に関する報告

平成 20 年 1 月 10 日付けで北名古屋市民憲章制定委員の委嘱を受け、市民憲章制定委員会を発足以来、憲章文を作成するにあたり制定委員会ならびに起草委員打合会を開催し、市民から寄せられた憲章文や憲章草案に対するご意見を踏まえ、慎重に協議しました結果、下記のとおり市民憲章（案）を起草いたしましたので、ここに基本的な考え方を添え、報告いたします。

記

（題）

北名古屋市民憲章

（前文）

わたしたち北名古屋市民は、先人の築いてきた郷土を愛し、ともに手をたずさえ、健康で快適なまちづくりと未来にはばたく人づくりをめざし、この憲章を定めます。

（本文）

- 一 心とからだの健康に努め 温かい家庭と思いやりのあるまちをつくります
- 一 きまりを守り助けあい 安心して暮らせるまちをつくります
- 一 自然や環境を大切にし 清潔で住みよいまちをつくります
- 一 生涯にわたって学びあい 豊かな文化を創造します
- 一 多くの人と交流し 世界につながる夢と希望を広げます